

鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本件業務は、鹿部町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の募集及び人材確保に関する支援と併せ、委嘱した協力隊の活動に係る支援を包括して業務委託することにより、協力隊の資質向上と出口戦略構築を図るとともに、協力隊の安定的な定着及び定住を促進することを目指す。

2 業務概要

(1) 業務名称

鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務

(2) 業務内容

「鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務仕様書」のとおり

(3) 契約上限額

令和8年度 6, 192, 000円（消費税及び地方消費税を含まない額）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 準拠法令等

準拠法令等について、次のとおりとする。

(1) 本プロポーザルに係る準拠法令は、日本国の法令とする。

(2) 本プロポーザルで用いる言語、通貨、計量単位及び期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。ただし、本実施要領において特別の記述がある場合を除く。

(3) 本プロポーザルに関し、訴訟の必要が生じた場合には、函館地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる法人等は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件業務における本町での競争入札参加資格を有している、又は同等の資格があると認められる者であること。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、鹿部町の指名停止

又は指名保留の借置期間中でない法人等であること。

- (5) 令和8年1月1日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (6) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団ではないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (10) 上記(8)及び(9)のほか、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。

5 参加資格の喪失

参加申込を行い、町から参加資格を認められた法人等（以下、「参加資格者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前項に定める参加資格が備わっていないとき。
- (2) 差し替え等の処理を行わず複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 本プロポーザルに関し、町が開催する企画提案書に関するプレゼンテーション及び

ヒアリングを欠席もしくは説明、回答を拒否したとき。

(7) その他、不正な行為があったとき。

6 関係資料等配布方法

(1) 配布資料

ア 鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務公募型プロポーザル実施要領

イ 鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務業務仕様書

(2) 配布方法

ア 郵送

イ 電子メール

7 公表の方法

本プロポーザルに係る公表の方法等は、次のとおりとする。

なお、本プロポーザルの実施にあたり説明会は実施しない。

(1) 鹿部町企画振興課

(2) 町公式ホームページ

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問の趣旨及び内容を記載のうえ、書面又は電子メールにて提出すること。

(1) 提出様式

様式第1号「質問書」

(2) 提出期限

令和8年4月10日 午後5時00分まで（必着）

(3) 提出先

ア 住所

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1

鹿部町企画振興課 宛

イ メールアドレス

m-takuchi@town.shikabe.hokkaido.jp

ウ その他

電子メールにて提出する場合は、電子メールの件名を「【法人等名】鹿部町地域おこし協力隊包括支援業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

(4) 回答

令和8年4月15日午後5時00分以降に町公式ホームページにて回答を記載する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

9 プロポーザル参加

本件業務に関して参加の意向のある場合は、次により参加申込書を提出するものとする。

なお、期限までに提出のない者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出様式

ア 様式第2号「公募型プロポーザル参加表明書」

イ 国の税に係る納税証明書（写）で発行後3か月以内のもの。

ウ 商業登記簿謄本（写）又は身分証明書（写）で発行後3か月以内のもの。

エ 財務諸表で直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年4月21日 午後5時00分まで（必着）

(4) 提出方法

次の宛先に持参又は郵送により提出すること。

ア 提出先

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
鹿部町企画振興課 宛

イ 留意事項

郵送により提出する場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

(5) 参加資格に関する審査の通知

参加申込者には、本プロポーザルの参加資格結果通知書を7日以内に電子メール及び郵送にて通知する

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、鹿部町プロポーザル方式実施要綱（平成29年要綱第5号、以下「実施要綱」という。）、本実施要綱及び仕様書に基づき、次のとおり企画提案書等を作成のうえ提出しなければならない。

なお、提出様式、記載内容及び留意事項、提出期限等は次のとおりとする。

(1) 提出様式

様式第3号から様式第6号までのほか、A4判任意様式

(2) 記載内容及び留意事項

提案書類		規格	その他規格
項目	A 表紙 ・ 所定に沿って記載すること。	様式第3号	1枚

提案書類	規格	その他規格
<p>B 企業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画提案書提出日現在の実態について、様式に記載されている事項に漏れのないように記入すること。 「契約を締結した場合の営業拠点」の従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた企業全体の対応部署従業員数を記載すること。 	様式第4号	1枚
<p>C 取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域おこし協力隊に係る募集支援、人材育成及び活動支援に関する事業の取組実績を記載すること。 	A4判任意	1枚
<p>D 業務実施体制、配置予定責任者の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務を実施する組織図を記載すること。 配置予定責任者について、担当業務等を記載すること。 様式を参考として実施体制の実状に沿ったものを作成すること。 本件業務の遂行に当たって、配置される予定の責任者について、保有資格、業務実績、経歴等を記載すること。 	様式第5号	1枚
<p>E 参考見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画提案した事業に係る参考見積額を記載すること。 	様式第6号	1枚
<p>F 企画提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を踏まえ、具体的な提案を簡潔に整理すること 本件業務に係る工程とスケジュールを記載すること 自由提案として本件業務の費用の範囲内で提案者の専門的知見から町にとって有益な提案があれば記載すること。 	<p>A4判任意 (一部A3判折込み可) 印刷は、両面・カラー</p>	10枚以内

提案書類	規格	その他規格

※ 図面等を使用する場合はA3判横も可とするが、A4判に三つ折りし、企画提案書に綴り込むこと。

(3) 提出期限

令和8年5月1日 午後5時00分まで（必着）

(4) 提出方法

次の宛先に持参又は郵送により提出すること

ア 提出先

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1

鹿部町企画振興課 宛

イ 留意事項

郵送により提出する場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

(5) 提出部数等

正本1部、副本7部、副本の原稿（PDF形式、CD-R保存）

(6) 留意事項

ア 参加資格者1者につき、1提案に限る。

イ 参加資格者の間に、次のいずれかに該当する関係者がいる場合は、随意契約の相手方となる候補者として選定しない。

A 参加資格者の社長、取締役等が他の参加資格者の議決権（会社の株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。

B 参加資格者の社長、取締役等と他の参加資格者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。

C 参加資格者の取締役（会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。）が他の参加資格者の取締役を兼ねているとき。

D 上記AからCまでに掲げる場合に準ずる場合で、町が認める者に該当するとき。

11 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日 時

令和8年5月12日 13時から

(2) 開催形式

直接対面形式

(3) 実施内容

プレゼンテーション及びヒアリングによる

ア プレゼンテーションは、参加資格者あたり30分以内とする。

- イ プレゼンテーション及びヒアリングの説明者は4人以内とする。
- ウ プレゼンテーションに必要な資料（パワーポイント他資料データ等）及びパソコン等の機材がある場合は、参加資格者が準備すること。
- エ プロジェクター、モニター及び電源ケーブルは事務局で準備する。
- オ ヒアリングは、プレゼンテーション終了後に実施する。

(4) その他留意事項

- ア プレゼンテーション及びヒアリングによる追加資料の提示は認めない。
- イ 詳細については、別途、参加資格者へ通知する。

12 契約締結候補者の選定方法等

- (1) 実施要綱第5条に規定する委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。
- (2) 選定委員会の委員長は、選定委員会からの報告に基づき、総合的に審査を行い、総評価点の合計が最も高い順に契約の相手方となる第一候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。
- (3) 選定の結果は、プレゼンテーション及びヒアリングの終了日から起算して10日以内に、全ての参加者に文書で通知する。

(4) 評価方法

評価は次のとおり実施する。

- ア 選定委員会において、実施したプレゼンテーション及びヒアリングに対する審査を各委員が行うとともに、各委員は「企画提案書評価基準」により評価を行う。
- イ 評価に係る資料は全て非公開とする。
- ウ 総評価点在同一である場合は、くじ引きにより上位者を決定する。
- エ 各委員は、プレゼンテーションとヒアリングの終了後、各評価項目に「評価配点」に従って評価を行う。
- オ 各評価項目の評価配点の平均値に評価基準点の値を乗じ、各評価項目の評価点を算出する。（小数点以下の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる）
- カ 各評価項目の評価点の合算した値に、様式第6号「参考見積書」で提示した金額に基づき次の算式で算出した値（「参考見積額加算点」という。）を合算した値を総評価点とする。

【参考見積額加算点 算式】

$$(1 - (\text{様式第6号「参考見積書」提示額} \div \text{実施要領第2項(3)に規定する契約上限額})) \times 100 \\ = \text{参考見積額加算点 (小数点以下の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる)}$$

- キ 様式第6号「参考見積書」で提示した金額が、実施要領第2項第3号に示す金額を上回る場合又は総評価点が250点未満の場合、契約締結候補者から除外する。
- ク 審査の当日に委員が欠けた場合も同様とする。

【企画提案書評価基準】

評価項目		評価基準点	評価事項	評価の視点
配置予定者の経験と業務実施能力		10点		<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊に係る募集支援、人材育成及び活動支援に関する事業の取組実績を有しているのか。 ・本件業務を実施するために十分な技術力と経験を有しているか。
業務に対する意欲		10点	専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢についてプレゼンテーションにより妥当性を判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢が本件業務を実施する上で妥当であるか。
実施方針及び企画提案	協力隊募集支援業務	25点	目的、条件、内容の理解及び実施手法について、プレゼンテーションにより妥当性のほか、提案内容の的確性を判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解があるか。 ・実施方針が妥当であるか。 ・実施手法が妥当であるか。 ・町が求める的確な提案となっているか。 ・仕様書に示す事項のほか、本件業務の目的を達成するうえで効果的または魅力的な提案があるか。
	新規協力隊及び協力隊予定者受入支援業務	25点		
	現役協力隊活動支援業務	25点		
	その他業務	5点		

【評価配点】

- 5：特に優れている。基準を大幅に上回っている。非常に説得力がある又は魅力的な説明である。
- 4：優れている。基準を上回っている。説得力がある又は魅力的な説明である。
- 3：普通。必要なことは説明されている。十分な説明である。
- 2：劣っている。基準を下回っている。趣旨や根拠の説明が不十分である。
- 1：著しく劣っている。言及がない。提案書と食い違っておりその説明がない。

13 結果の通知と公表

(1) 結果の通知

選定結果については、結果（選定した候補者の評価点の合計点数のみ）を参加資格者全員に文書で通知する。ただし、各項目の評価配点及び評価点を算出するための計算式は通知しないものとする。

(2) 結果の公表

選定結果は、選定委員会の日の翌日から起算して10日以内（土日、祝日を除くに、全ての参加資格者に電子メール及び文書にて通知する。また、町公式ホームページを通じて、次の事項を公表する。

ア 業務の名称

イ 候補者の名称及び所在地

ウ 参加資格者の名称（五十音順に記載）

エ 参加資格者の得点（点数順に記載。ただし、参加資格者が2者の場合、候補者以外の得点は公表しない。）

14 契約の締結等

町は、候補者として選定された者と速やかに双方担当業務内容を協議し、契約締結を行うこととし、この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。

なお、協議が不調の時は、次点者と契約締結の協議を行う。

15 再委託の禁止

(1) 契約の相手方は、町長の承認を受けずに再委託を行ってはならない。

(2) 町長は、契約の相手方が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない。

(3) (1)の承認により協定の相手方が第三者に委託を行う場合は、委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 契約の相手方は、委託先の行為について、全責任を負うものとする。

16 その他

(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等本企画提案に要する費用は、参加資格者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提案者に無断で本件業務以外に使用しない。

(4) 提出された書類は、審査及び説明の目的に、その他の写しを作成し使用することがで

きる。

- (5) 選考結果に対し、意義を申し立てることはできない。
- (6) 鹿部町情報公開条例（平成14年条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、候補者の選定に係る情報を開示する場合がある。
- (7) 提出書類等は、その各提出期限までの間において、差し替え又は再提出ができるものとする。ただし、差し替え又は再提出に要する一切の費用も参加資格者の負担とする。
- (8) 参加資格者は、辞退ができる。この場合における辞退を理由として、以後の発注者による他の入札等において不利益な扱いを受けることはないものとする。
- (9) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びそのおそれがある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を行うこともある。
- (10) 参加資格者は、提案に当たり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、失格とすることがある。